

検討項目④まとめⅡ-2

中間取りまとめ(案)第5の内1及び2の修正内容(追加)※頁及び行は、前回配布した修正内容の反映版の数字です。

No.	修正箇所		グループ	前回での修正結果	再修正・追記意見	反映結果(案)(反映させない場合はその理由)	備考
	頁	行					
1	5	14	B	私たちは、これらのかげがえのない資源を活かしたまちづくりを進め、松平定信の「士民共楽」の理念をもとに、「市民が共に楽しむ」、即ち、「市民共楽のまち白河」を築き、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。	・「～しなければなりません」という表現は、重いのではないか。 ・「～を目指す」という表現にしてもいいのではないか。	私たちは、これらのかげがえのない資源を活かしたまちづくりを進め、松平定信の「士民共楽」の理念をもとに、「市民が共に楽しむ」、即ち、「市民共楽のまち白河」を築き、次の世代へと引き継いでいきます。	
2	5	14	D				
3	5	17	B	また、平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。しかし、私たちは今、多くの先達が築きあげてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎にして復興に力を注がなければなりません。	・「～しなければなりません」という表現は、重いのではないか。 ・「～を目指す」という表現にしてもいいのではないか。	また、平成23年3月11日、「東日本大震災」により、本市もこれまでにない甚大な被害を受けました。しかし、私たちは今、多くの先達が築きあげてきた、ゆるぎない「白河の土台」を礎にして、復興に力を注いでいきます。	
4	5	17	D				
5	6	12	B	市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会から成る執行機関をいう。	市民が理解しやすいように、「監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会」は記載しなくてもいいのではないか。	前回の修正結果のとおりとします。 ※公平委員会等は市民になじみは薄いかもしれませんが、定義については、明確に記載する必要がありますので、前回の修正結果のとおりとします。	
6	6	17	C	市民参画	市民参加	前回の修正案の際、意思をもって参加することを市民参画と定義するとしてきました。このため、前回の修正案のとおりとしますが、市民参画の定義を以下のとおり修正します。 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程(Plan→Do→Check→Actionサイクル、以下、政策形成過程)に、市民が自らの意思で主体的に参加していくことをいう。	
7	7	5	A	④ 市民参画と協働の必要性を、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体が、お互いに理解していくこと。→意識改革	④ 市民参画と協働の必要性を、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体が、各々理解していくこと。→意識改革	④ 市民参画と協働の必要性を、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体が、それぞれ理解していくこと。→意識改革	